

平和安全法制による南スー・ダーンにおける自衛隊の中國軍への支援等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小 西 洋 之

参議院議長 山崎正昭殿

平和安全法制による南スードンにおける自衛隊の中国軍への支援等に関する質問主意書

一 政府は、現在、南スードンに、いわゆる中国軍である中華人民共和国の人民解放軍の部隊を派遣している中国政府の目的及び理由をどのように理解しているか。

二 いわゆる平和安全法制に基づき自衛隊が、南スードンで戦闘を行つてゐるいわゆる中国軍である中華人民共和国の人民解放軍に対し、後方支援業務を行うことがあり得るのか。法理としてあり得ない場合は、その根拠を明確に示されたい。

三 いわゆる平和安全法制に基づき自衛隊が、南スードンで任務に従事しているいわゆる中国軍である中華人民共和国の人民解放軍に対し、駆け付け警護を行うことがあり得るのか。法理としてあり得ない場合は、その根拠を明確に示されたい。

右質問する。

